

別 表

取 扱 要 件	期 間
1 贈賄 (1) 次のア、イ又はウに掲げる者が区職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。 ア 代表役員等 イ 有資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する事務所の長をいう。）でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ウ ア又はイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） (2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、区の区域内における文京区以外の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 (3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、区を除く関東地方の区域内における、文京区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 (4) 次のア、イ又はウに掲げる者が、関東地方の区域外における区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故等 (1) 区発注の契約履行上の事故の場合 ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きいとき。 イ 事故を発生させ、公衆に損害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けたとき。 ウ 事故を発生させ、従業員その他の関係者（下請人の従業員を含む。以下同じ。）に死者又は多数の負傷者を出したとき。 (2) 前号以外の契約において事故を発生させ、公衆又は従業員その他の関係者に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きいとき。	逮捕又は起訴を知った日から 12月以上24月以内 （標準24月） 9月以上24月以内 （標準18月） 6月以上18月以内 （標準12月） 逮捕又は起訴を知った日から 6月以上18月以内 （標準12月） 4月以上12月以内 （標準9月） 3月以上9月以内 （標準6月） 逮捕又は起訴を知った日から 4月以上12月以内 （標準9月） 3月以上9月以内 （標準6月） 1月以上5月以内 （標準3月） 逮捕又は起訴を知った日から 4月以上12月以内 （標準9月） 1月以上6月以内 （標準4月） 1月以上3月以内 （標準2月） 2月以上6月以内 （標準4月） 1月以上3月以内 （標準2月） 1月以上3月以内 （標準2月） 1月以上5月以内 （標準3月）

取 扱 要 件	期 間
(3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第150号）の規定に違反した容疑により起訴されたとき。 3 契約履行成績不良等 (1) 区発注の工事契約において、契約履行成績が不良であると認めたとき。 ア 40点未満 イ 40点以上50点未満 ウ 50点以上55点未満 エ 55点以上60点未満 (2) 前号の規定によるもののほか、区発注の契約において、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認めたとき。 4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失つ行為 (1) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が談合で刑法又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反した容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで起訴されたとき。 ア 区発注の契約に関するもの イ 区発注の契約を除くもの (2) 前号の規定によるもののほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し契約の相手方として不適当であると認めたとき。 ア 区発注の契約に関するもの イ 区発注の契約を除くもの (3) 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）の規定による違反行為のうち、契約に関わるものを行い、契約の相手方として不適当であると認めたとき。 ア 区発注の契約に関するもの イ 区発注の契約を除くもの (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けたとき。 ア 区発注の契約に関するもの イ 区発注の契約を除くもの (5) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が競売入札妨害その他の契約に関わる法令に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。 ア 区発注の契約に関するもの イ 区発注の契約を除くもの (6) 前5号に掲げるもののほか、次に掲げる行為等を行うことにより、社会的信用を著しく失つたと認められる場合 ア 法人税法（昭和40年法律第34号）、所得税法（昭和40年法律第33号）、消費税法（昭和63年法律第108号）、地方税法（昭和25年法律第226号。法人事業税、個人事業税に係る規定に限る。）及び都民の健康と安全を確保する条例（平成12年東京都条例第215号。建	1月以上 3月以内 (標準2月) 1月以上12月以内 (標準9月) (標準6月) (標準3月) (標準1月) 1月以上 6月以内 (標準3月) (不正軽油の継続使用は標準1月) 逮捕又は起訴を知った日から 6月以上24月以内 (標準12月) 2月以上12月以内 (標準6月) 3月以上12月以内 (標準6月) 1月以上12月以内 (標準4月) 3月以上12月以内 (標準6月) 1月以上12月以内 (標準4月) 3月以上 9月以内 (標準4月) 1月以上 6月以内 (標準3月) 逮捕又は起訴を知った日から 6月以上24月以内 (標準12月) 2月以上12月以内 (標準6月) 1月以上12月以内 (標準2月)

取 扱 要 件	期 間
設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状部物質等の量を増大させる燃料の使用禁止に係る規定に限る。)に違反する行為を行ったとき。 イ 有資格者若しくは有資格者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格者の経営に実質的に関与しているとき。 ウ 有資格者又は有資格者の役員等が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力若しくは暴力団関係者を利用等しているとき。 エ 有資格者又は有資格者の役員等が暴力団若しくは暴力団関係者に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。 オ ア、イ、ウ又はエに掲げるもの以外の違法行為等 5 入札参加における虚偽申請 区発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査確認書類その他の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合 6 入札参加資格申請における虚偽申請 区の競争入札参加資格申請において、添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認めたとき。 7 不誠実な行為 落札後、正当な理由がなく契約を締結しないとき。 8 その他不正な行為 第4項に掲げるもののほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不適当であると認めたとき。	(6月を経過し、かつ改善されたと認められるまで) (標準6月) (標準6月) (標準1月) 1月以上 9月以内 (標準3月) 1月以上12月以内 (標準6月) 1月以上12月以内 (標準6月) 1月以上12月以内